

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月15日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第16号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～17 [略]	附 則 1～17 [略] <u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例）</u> 18 条例附則第17項及び条例附則第18項に規定する「人事委員会が定める者」とは、 <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）にかかっている疑いのある者及び人事委員会がこれに準ずると認める者とする。</u> 19 条例附則第17項に規定する病院、宿泊施設等の内部に準ずる区域として「人事委員会が定めるもの」とは、 <u>保健所、同項の新型コロナウイルス感染症の患者その他前項に規定する者（以下「患者等」という。）を病院又は宿泊施設等に移送する自動車の内部、患者等の移送の経路にある区域その他これらに類する区域として人事委員会が認める区域とする。</u> 20 条例附則第17項に規定する新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。 <u>（1）患者等から検体を採取する作業又は当該作業の補助作業</u> <u>（2）患者等の移送作業又は患者等を移送する自動車における患者等への付添い</u> <u>（3）患者等の存する病院又は宿泊施設等における長時間にわたる連絡調整又は患者等の健康管理</u> <u>（4）新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された物件又は当該病原体による汚染の危険がある物件の処理作業</u> <u>（5）前各号の作業に準ずると人事委員会が認める作業</u> 21 条例附則第18項に規定する「人事委員会がこれに準ずると認める作業」とは、 <u>任命権者が人事委員会と協議して定める作業とする。</u> 22 条例附則第18項に規定する手当の額は、作業1日につき、

次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる作業以外の作業 3,000円

(2) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり
接して行う作業その他前項に規定する作業 4,000円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特種勤務手当に関する規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。